

今年も若手研究者による発表で、いずれも最新の調査研究に基づいた意欲的で内容であった。

二〇〇三(平成十五)年度の大分県地方史研究会・総会を六月一日(日)午前一〇時から大分県立図書館視聴覚ホールで開催した。

小泊立矢委員の総合司会で進行、午前中は会員による研究発表、午後は総会と公開講演会で、一五時三〇分に閉会した。参加者は約四〇名。

大会の概要は以下のとおりである。

(一) 会員研究発表(一〇：〇〇～一二：〇〇)

吉本明弘(別府大学大学院生)

「中世城館から見る大友氏の領国支配―「切寄」を

事例として―」

後藤晃一(大分県教育庁文化課)

「中世大友府内町遺跡出土のメダイについて」

平川 純(大分県立歴史博物館)

「莊園村落遺跡調査と近世史研究」

高崎章子(中津市教育委員会)

「中津城の石垣調査について」

(二) 総会(一三：〇〇～一三：三〇)
豊田寛三会長のあいさつ後、まず座長に加藤泰信氏を選出し議事に入り、一～六号議案を審議した。

一、二〇〇二(平成十四)年度事業・会計報告とその承認

二、大分県地方史研究奨励賞について

三、二〇〇三(平成十五)年度事業計画案について

四、二〇〇三(平成十五)年度会計予算案について

五、市町村合併問題に伴う公文書などの史料保存に関する宣言について

六、その他

一号議案については冒頭、飯沼賢司委員長から十四年度最終号の会誌発行が遅延している状況について説明と陳謝があった。その後、事務局から提案があり、全会一致で承認された。ついで、吉田豊治監事から会計監査について、適正に処理されている旨の報告があつた。

二号議案については、事務局から今年度は選考対象論文か

少なかつたことを理由に奨励賞は該当者なしとした旨が報告され、承認された。

三号議案については、事務局の説明を受け、承認を得た。特に来年創立五〇周年を迎える記念事業として、実行委員会を設け、「市町村合併と史料保存」をテーマとした講演会とシンポジウムを実施し、会誌もこれに併せて「地方史五〇年の歩み」(一九一号)、「アーカイブズと史料保存」(一九二号)、「大友氏研究と大友遺跡」(一九三号)、「文化遺産の保存活用のあり方」(一九四号)と年度をとおした特集号を発行することとなつた。

四号議案については、事務局からの説明があり、承認された。

五号議案については、別記の「市町村合併問題に伴う公文書などの史料保存に関する宣言（案）」が事務局から提案・説明され、会として宣言を出すことが承認された。

六号議案については、昨年度からの課題である事務局の設置場所及び組織の再検討について、必ず今年度中に成案を得て、改革を実施する旨の報告がなされた。

(三) 公開講演(一三・四〇・一五・三〇)

熊本県本渡市切支丹館の平田豊弘氏が「市町村合併と行政文書のゆくえ—二十一世紀の地域創造と天草アーカイブズ」のテーマで講演した。

平田氏は本渡市の文化財担当職員として行政文書の保存に精力的に取り組み、「天草アーカイブズ」といういわゆる文書館設立に尽力されてきた。さらに、近年の市町村合併問題でも合併相手の町村にも行政文書保存の重要性を説き、合併後のスムーズな文書移行を実践してきた。

本渡市における行政文書保存の出発点から「天草アーカイブズ」というシステム及び機関に到達するまでの貴重な実体験に基づく講演は、会員にとってたいへん示唆に富んでおり、講演後も活発な質問が交わされるなど充実した内容であった。

市町村合併に伴う公文書等の保存に関する宣言

大分県地方史研究会

会長 豊田 寛三

現在、市町村合併の動きが全国各地で急速に進んでおります。過去の何度かの合併において、地域の歴史や情報の根幹となってきた公文書が大量に失われたことは周知のことです。その後、その轍を踏まないよう、情報の公開や歴史的情報の保存のため、公文書館などの整備も若干行われました。しかし、地域により偏差がはげしく、現状は必ずしも満足できる状況にはありません。このような現状に鑑み、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会も公文書の保存を強く要請しています（平成十三年十一月）。

大分県は平成五年に公文書館が設置され、県レベルの公文書の保管・公開は他の県に較べて進んでいますが、人員の配置などは十分とはいえず、ましてや県内市町村レベルでは公文書を保管し、公開できる、いわゆるアーカイブ施設は皆無です。

現状の体制では、今回の市町村合併に到底対処できるとは考えられません。

大分県地方史研究会は永年、大分の歴史を解明し、文化財や史料の保存について積極的な提言を行つてまいりました。当研究会としては今回の市町村合併を歴史資料、さらに広い意味での文化財の喪失の可能性をもつものと捉えています。そこで今回の合併に対処する公文書等の保存について、県及び合併市町村の間で協議を行い、以下の点に留意して早急に対処を講じることを強く要請いたします。

記

- (1) 公文書の保管に関しては合併市町村間で協議会を設け、軽々に廃棄措置をとらぬよう十分な配慮を行うこと。
- (2) 合併に伴う文書規定に際しては、「国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する」という公文書館法第三条（昭和六十二年法律第二百五十五号）に基づき、適切な部署での保管、歴史資料などを管理する他の部署への移管・保存ができるよう、合併後の文書規程の整備を行うこと。
- (3) 大分県は県関係の公文書のみを対象とするだけではなく、今回の広域合併に配慮し、市町村と協議、協力できる体制を県公文書館を中心に作り出し、合併市町村も積極的に県に保存等に関する協力を求め、協力体制を生み出すこと。
- (4) 行政刊行物、さまざまの部署で作成された地図類・台帳等、市町村編纂のための収集資料等については、目録などを作成し、一括合併後の自治体に引き継ぐこと。